

保育料は公立と同じです。

当園は“認可こども園”と認められているため保育料は、毎年公表される「保育料徴収基準額表」を基準に決められます。

”認定こども園”は、就学前の子どもに教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設として、都道府県の認定を受けた施設です。

就労のためにお子様を預けたいときはもちろんのこと、専業で子育てをされる方が育児で疲れ果ててしまうことの無いように、積極的にこども園をご利用ください。

認定区分について

1号認定	2号認定	3号認定
教育標準時間認定 お子さんが満3歳以上で教育を希望される場合	満3歳以上・保育認定 お子さんが満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望される場合	満3歳未満・保育認定 お子さんが満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望される場合

入園後の費用負担

- ①毎月の保育料:認定区分毎に園児が居住する市町村が決める額
- ②一時預かり保育料(1号認定):
月～金 14時～18時 500円
長期休暇中 1,100円(おやつ・昼食代込み)
- ③延長保育料金(2号認定・3号認定):
18時以降19時まで 300円(上限3,000円)
- ④実費負担額
 - ・1号認定のお子さんの給食代:月額5,000円
 - ・遠足のバス代(実費ではなく一部をご負担頂きます):
4,5歳児 500円
3歳児 300円
 - ・日本スポーツ振興センター共済給付負担金:年間375円
 - ・その他、お子さんの所有又は専用する物品等で、別途書面によりお知らせする費用の実費

一時保育も行っています。

育児に疲れちゃった.....
突然用事ができてしまった!
出産で1ヶ月だけでも子どもの面倒をみてほしい。

休養の際はもちろんのこと、育児疲れのストレスでお子様を傷つけたりということが無いように、リフレッシュのためにも、一時保育を積極的にご利用ください。

●こんなときにご利用ください。
週2～3日のパート就労/研修・職業訓練/急な用事/入院・通院/介護/冠婚葬祭/出産/就学/育児疲れの解消・リフレッシュのため

●利用対象者
加西市に居住する、生後※3ヶ月～小学校入学前までの児童。※目安です。首がすわってからが条件になります。

一時保育の利用形態

- 就労・研修などの理由で、定期的にこども園を利用する場合。
- 保護者や家族の入院・介護や、急な用事などで一時的にこども園を利用する場合。(最長1ヶ月まで連続して利用できます。)
- 保護者の育児疲れを解消し、リフレッシュ(交際・趣味・休養)するためにこども園を利用する場合。

一時保育利用料金

0～2歳(3歳児未満)	3～5歳児
半日 1,400円	半日 800円
1日 2,300円	1日 1,300円
給食・おやつ 300円	給食・おやつ 200円
1日利用(給食付)2,600円	1日利用(給食付)1,500円

早朝料金 7:00～8:30 300円(一律)
延長料金 17:00以降19:00まで 300円(一律)

新年度・途中入所・一時保育の申し込み、ご相談、お問い合わせは“善防こども園”まで。

善防こども園 加西市西笠原町178-115

TEL 0790-48-3765